評価委員会検討資料３
平成２６年４月２１日
秋田市企画調整課

経営努力認定の考え方について

１ 法的根拠

設立団体の長は、各事業年度および中期目標期間終了後の利益処分（翌事業年度で使用又は次期中期目標の財源とすること）を承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法40条第５項）

２ 剰余金の利益処分に関する経営努力認定の流れ

各事業年度

損益計算において生じた剰余金

↓

経営努力により生じた利益かどうか

経営努力認定の考え方（地方独立行政法人会計基準及び注解・総務省告示）

１　運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益からの利益（自己収入による収益等（※））であって、当該利益が法人の経営努力によるものであること

※授業料収益、入学料収益、受託研究等収益など自己収入による収益等

２　費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

３　その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること

↓ ＹＥＳ

目的積立金（法第40条第３項）

次年度以降、中期計画で定めた剰余金の使途（教育研究の質の向上および組織運営の改善）として使用

↓ ＮＯ

積立金（法第40条第１項）

次年度以降、損失の補填に充当する。

5年後

（目的積立金の残額を積立金に振替）

中期目標期間終了後

積立金

↓

○承認を受けた額は、次期中期目標期間の財源に充てる（法第40条第４項）

○それ以外の額は、市に返還する（法第40条第６項）

評価委員会の意見を聴き市長が承認する（法第40条第５項）

３ 市の経営努力認定方針

今後、評価委員からの意見および会計基準を踏まえて決定